

医療生協さいたま生活協同組合 老人保健施設みぬま(ユニット型)
「介護老人保健施設」重要事項説明書

(2025 年 6 月 26 日現在)

1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話：048-294-9222

担当者：田原環見、葭原裕、宮田陽香、真野桃子

受 付：月～金曜日 09：00～17：00

＊ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2、介護老人保健施設みぬまの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名 称	介護老人保険施設みぬま(ユニット型)
所 在 地	埼玉県川口市木曽呂1347
介護保険指定番号	介護老人保健施設 埼玉県1150280016号

(2) 施設の職員体制

職種	人数	職務内容
管 理 者	1 人	施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的におこなう。 (併設施設兼務)
医 師	1. 4 人	入所者の病状に応じて妥当適切に診療をおこなう。(併設施設兼務)
薬 剤 師	0. 5 人	入所者の服薬に関して適切な指導・援助をおこなう。(併設施設兼務)
支 援 相 談 員	2 人以上	入所者及び家族等からの相談に応じ必要な助言その他援助をおこなうとともに、職員に対する技術指導・関係機関との連絡調整等をおこなう。(併設施設兼務)
管 理 栄 養 士	1 人以上	給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等をおこなう。(併設施設兼務)
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	2 人以上	身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練をおこなう。(併設施設兼務)
介護支援専門員	2 人以上	施設サービス計画の作成をおこなう。(併設施設兼務)
事 務 職 員	2 人以上	必要な事務をおこなう。(併設施設兼務)
看 護 職 員	2 人以上	入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護をおこなう。(併設施設兼務)
介 護 職 員	5 人以上	心身の状況に応じ、入浴・食事等の介助及び援助をおこなう。(併設施設兼務)
調 理 員	4 人以上	献立に基づき、給食を調理し配膳をおこなう。(併設施設兼務)

(3) 施設の設備の概要

定員	20名	診 察 室	併設施設併用
居室	1人部屋 20室	相 談 室	併設施設併用
		レクリエーション室	2室
		食 堂	2室
浴室	一般浴槽と 特殊浴槽があります	機 能 訓 練 室	1室
		談 話 室	2室

3、サービスの内容

居 室	定員1名の居室になります。
施設サービス計画の立案	ご利用者様の状態、ご要望等を把握させて頂きサービスの計画を作成します。
食 事	朝食 07:30～09:00 昼食 11:30～13:00 夕食 17:30～19:00
栄養ケア マネジメント	利用者の栄養状態に応じた栄養、食事の管理指導にあたります。
入 浴	週に2回入浴していただけます。ただし、状態に応じて機械浴または清拭となる場合があります。
介 護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 ・着替え・排泄・食事等の介助・おむつ交換・体位変換 ・シーツ交換・施設内の移動の付き添い等
機 能 訓 練 (リハビリテーション)	施設サービス計画及びリハビリマネジメント計画に基づいて体力の維持、機能回復訓練等を行います。
生 活 相 談	常勤の生活相談員等に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健 康 管 理	身体管理、診断や健康相談サービスを受けることができます。
理 美 容	当施設では、毎週土曜日に予約サービスを実施します。
レクリエーション	当施設では日々のレクリエーションを実施するとともに、適宜行事を行います。

4、利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、保険給付の自己負担額を、別に定める料金表によりお支払いいただきます。その他保険外等は別途かかります。

お支払いいただく料金の単価は「別表 利用料金表」のとおりです。

・支払い方法は当施設指定の集金代行業者による、口座振替でのお支払いとなります。やむを得ず、口座振替以外のお支払いを希望される場合は、事前にご相談ください。

5、サービスの利用方法

- ① サービスの利用申し込みは、事前に面談にて利用者様の状況を把握させていただきます。
- ② サービスの利用の終了は、入所後の定期面談にて退所日を設定し、退所を持って終了とします。

6、当施設のサービスの特徴等

運営方針

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活 への復帰を目指すものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、「要介護者」の意思及び人格を尊重して、常に「要介護者」の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努めるものとする。

サービス利用のための実施事項

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修実施	有	年2回 実施します
サービスマニュアルの作成	有	
その他 個人情報保護の取組	無	

7、確認事項

(1)はじめに

当施設は「永住」のための施設ではなく、在宅復帰を目的とした施設です。そのため原則として3か月毎に入所継続の可否を検討し、可能な限り在宅復帰への働きかけをおこなってまいりますのでご理解の程お願いいたします。

(2) 面会

面会時間は午前9時から午後5時までです（年末年始や緊急時は特別体制となります）。時間外の面会については職員にご相談ください。面会は毎日可能です。当施設はご家族とのふれあいを大切にしておりますので、ご都合のつく限り面会にお越しください。なお、面会の際は1階受付の面会簿にご記入ください。

(3) 外出・外泊

当施設の目的は在宅復帰であり、ご家族とのつながりが希薄にならないよう利用者様の状態に応じてご家族へ外出・外泊をお願いすることがありますので、可能な限りご協力をお願いいたします。なお、外出・外泊をされる際は届出が必要となりますので、療養棟担当者にお申し出ください。

(4) 衣類の洗濯

衣類の洗濯は原則としてご家族にお願いしております。洗濯物を溜めないこと、および衣類の不足がなければ週2～3回程度で充分です。また、私物洗濯の専門業者のご紹介もしておりますのでご希望の方はお申し込みください。なお、洗濯物がたまりすぎてしまう場合、お持ち込みの衣類が少なく追加でお持ちいただけない場合は私物洗濯や衣類レンタルの専門業者へのお申し込みをお願いすることもありますのでご了承ください。

(5) 医療機関への受診

入所中に大きな受傷や容態の急変が起きた場合には、直ちにご家族へ連絡し受診先を決定いたし

ます。その際の搬送については当施設で手配いたしますが、その後の対応についてはご家族のご協力をお願いいたします。受診時の医療費の支払いについては、入所中の受診は法律上「医療保険が適用されるものとされないもの」に分かれております。適用されるものについては利用者様負担、されないものについては当施設が負担となります。なお、受診の際には先方の医療機関宛てに診療情報の提供が必要となりますので、無断で受診なさないようお願いいたします。また、外出・外泊時の受診についても入所中と同様の扱いになりますので受診前にご一報くださるようお願いいたします。

(6) 薬について

入所中は当施設の医師である施設長が利用者様に対しての主治医となり、薬は施設長が処方いたします。その際、入所中の身体状況の変化に寄る薬の増減や、当施設で扱っている薬の関係で服用する薬の名前が変わることがありますのでご了承ください。

(7) 身体拘束・その他の行動制限について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(8) 褥瘡対策について

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(9) 入所中の転倒や受傷について

環境の変化等の理由により認知症症状の出現または進行の可能性や、夜間の不眠や俳諧等の行動による転倒、ベッドからの転落、トイレでの移乗時にバランスを崩しての転落等の事故も予想されます。職員一同、事故防止には日々最善の努力をしておりますが、これらを完全に回避することは困難であることをご理解いただけますようお願いいたします。

(10) 事故発生時の対応について

事故による受傷が見られた際は、直ちに施設長が診察し適切な処置や治療を行ないます。また、ご家族にご連絡差し上げるとともに、受傷の程度に応じて協力医療機関と連携を取り、速やかに対応させていただきます。休日や夜間など、施設長が不在の場合は、看護師の判断で、救急医療機関に受診していただきます。なお、事故後は事故報告書を作成し、事故の原因究明、事故防止に努めます。また、ご利用者様に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(11) 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設職員は、業務上知りえた利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、個人情報私用同意書に定めた情報提供については利用者及びご家族からお予め同意を得たうえで行うこととします。情報提供は必要最低限にとどめ、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

(12) 施設利用にあたっての留意・禁止事項

- ◆ 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をしていただきます。
- ◆ 暴言、暴力、セクハラ等の行為があった際は利用を中止させていただくことがあります。
- ◆ 火気の取り扱いは禁止です。
- ◆ けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑になる行為は慎んでいただきます。
- ◆ その他管理上必要な指示には従っていただきます。
- ◆ 設備、備品の利用は本来の用法に従っての利用をお願いします。これに反した利用による損傷利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ◆ ペットの持ち込み及び飼育は禁止です。
- ◆ 他利用者様に対し、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止です。

- ◆ 現金、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。やむを得ない場合は施設内の金庫にてお預かりしますので必ずお申し出ください。また、紛失事案が発生しても施設は一切責任を負いませんので予めご了承ください。
- ◆ 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、30日間以内に支払われない場合は利用を中止させていただきます。

(13) 第三者による評価の実施状況等

当施設では満足度アンケートや虹の箱（ご意見箱）による利用者様からの意見等を把握する取り組みをおこなっております。その他機関による第三者評価の実施はおこなっておりません。

8、非常災害対策

当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - 一 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）.....年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - 二 利用者を含めた総合避難訓練.....年 1 回以上
 - 三 非常災害用設備の使用方法的徹底.....随時 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

9、身体拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

10、虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

11、連絡、報告

ご家族様へ、入所後に様々な事情や用件（介護計画・看護計画に変更が生じ、ご家族様の同意が必要な場合、病状変化により受診の必要がある場合、衣類不足）により電話連絡がおこなわれます。

※電話番号などの連絡先が変更された場合は、速やかに施設までご連絡ください。緊急時に連絡がつかないということが無いようご配慮願います。

12、サービス内容に関する相談、要望、苦情及び協力病院・協力歯科の連絡先

当施設に関する相談、要望、苦情等は、は下記窓口までお申し出ください。

相談内容	相談窓口及び担当者	連絡先（電話番号）
施設サービスに対する相談窓口	千葉 妙子（看護師長）	048-294-9222
個人情報に関する相談窓口	藤川 知子（事務）	048-294-9222
市町村相談窓口	川口市役所内 介護保険課	048-258-1110
埼玉県の相談窓口	埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2761 (代)
協力病院	埼玉協同病院	0570-00-4771
協力歯科	生協歯科診療所	048-810-6100

13、当法人の概要

名称・法人種別	医療生協さいたま生活協同組合	
代表者氏名	役職：理事長 増田 剛	
本部所在地・電話番号	埼玉県川口市木曽呂1317 048-294-6111	
院所・事業所数	病 院	5カ所
	診 療 所	8カ所
	歯 科 診 療 所	4カ所
	介 護 老 人 保 健 施 設	2カ所
	通 所 リ ハ ビ リ	12カ所
	通 所 介 護	1カ所
	訪 問 リ ハ ビ リ	5カ所
	訪 問 看 護ステーション	14カ所
	訪 問 介 護ステーション	16カ所
	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	17カ所
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	4カ所
	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	7カ所
	看 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	4カ所
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	1カ所
	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	5カ所
	在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	2カ所
	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	4カ所
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	12カ所

2025年6月26日 改編